

幼児教育無償化（預かり保育）給付までの流れ

< 3～5歳児クラス、住民税非課税世帯の満3歳児クラスのお子様 >

① 施設等利用給付（2・3号）認定申請【保護者⇒区】

提出書類A

子育てのための施設等利用給付認定・
変更申請書（法第30条の4第2・3号）

提出書類B

根拠書類

（就労証明書・親子健康手帳の写等）

※保護者それぞれ必要

預かり保育利用前月末までに申請
（遡っての認定は出来ません。）

② 認定通知【区⇒保護者】

③ 品川区私立幼稚園
等施設等利用給付請
求書および園児保護
者負担軽減補助金交
付申請書 提出
（年度に1回提出し
ます。）

【併用可能園在園で、在籍園以外の預かり保育を利用された場合】 以下の書類を加えて提出
A 品川区私立幼稚園等施設等利用給付および預かり保育料補助金請求書（私立幼稚園園児の在籍園以外の預かり保育事業等利用分の請求用）
B 品川区特定子ども・子育て支援領収書兼提供証明書（併用先の認可外保育施設等で発行）
（前期分、後期分それぞれで提出が必要です。）

④ 交付決定・入金【区⇒保護者】

前期（4～9月分）：11月末予定
後期（10～3月分）：5月末予定

<住民税課税世帯の満3歳児クラス、非在園で0～満3歳児のお子様>

① 教育・保育認定給付（2・3号）認定申請【保護者⇒区】

提出書類A

子育てのための施設等利用給付認定・
変更申請書（法第30条の4第2・3号）

提出書類B

根拠書類

（就労証明書・親子健康手帳の写等）

※保護者それぞれ必要

預かり保育利用前月20日までに申請
（遡っての認定は出来ません。）

②認定通知【区⇒保護者】

③品川区私立幼稚園等施設等利用給付請求書および園児保護者負担軽減
補助金交付申請書 提出（年度に1回提出します。）

※在籍している幼稚園以外の一時預かり事業を利用している場合はご相談ください。

④交付決定・入金【区⇒保護者】

前期（4～9月分）：11月末予定
後期（10～3月分）：5月末予定